

公安委員会 説明資料 No.1	「検定合格警備員の配置基準の認定」に係る 公安委員会告示の見直しについて	令和8年4月23日 生活安全部
--------------------	---	--------------------

議題事項

交通誘導警備業務のうち、道路における危険を防止するため、香川県公安委員会が認定している「検定合格警備員の配置」が必要な道路を見直し、公安委員会告示を行うもの

1 検定合格警備員の配置基準の認定

警備業法（昭和47年法律第117号）第18条の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表第6の項の上欄の規定により、交通誘導警備業務のうち、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める場合、検定合格警備員を配置する必要がある道路（以下「特定道路」という。）を認定するもの

2 認定見直し理由

令和3年に特定道路を認定後5年が経過し、当時と比べ、県内の道路交通状況及び道路利用実態等が変化していることから、所要の見直しを行うもの

3 認定見直し方針

総延長が概ね10km以上の国道または県道（主要地方道及び一般県道）であって、下記(1)(2)いずれの条件を満たすもの又は(3)の条件に該当するものについて、当該道路全体を特定道路として認定する。

- (1) 令和2年から令和6年までの過去5年間の人身交通事故件数が59件（県内の人身交通事故発生路線における平均件数）以上の道路
- (2) 過去5年間の人身交通事故件数に対する死亡事故件数の構成率が1.63%（全国の自動車専用道路における過去5年間の構成率）以上の道路（※道路全体では同等程度以下であるものの、警察署の管轄区域単位又は市町の行政区域単位においてこれを越えるもの含む。）
- (3) 自動車専用道路等と同等以上に、当該道路において交通誘導警備業務を検定合格備員に実施させて道路における危険を防止する必要性が高い道路

4 認定見直し路線

上記認定見直し方針で検討した結果、「国道193号」等4路線を特定道路として追加し、「主要地方道丸亀三好線」等10路線を特定道路から除外する。

なお、今回の見直しにより認定した特定道路の路線は合計23路線（実延長615.263km）となり、見直し前から6路線減少し、実延長も2.149km減少する。

5 告示文（案）

別添資料のとおり

6 施行期日等

令和8年5月1日告示、令和8年11月1日施行（予定）

議題事項

愛媛県公安委員会から援助の要求があったので、これを受理して警察官を特別派遣するもの

1 派遣目的

「第76回全国植樹祭」における警衛実施のため

2 派遣者

警察官

3 援助要求

警察法第60条第1項の規定により、愛媛県公安委員会から援助の要求があったもの

公安委員会 説明資料 No.3	令和7年度に香川県警察が実施した会計監査 の実施結果について	令和8年4月23日 警務部
報告事項		
令和7年度に香川県警察が実施した会計監査の実施結果について報告する。		
<p>1 根拠規定</p> <p>(1) 会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）第6条</p> <p>(2) 香川県警察が実施する会計の監査に関する訓令（平成16年香川県警察本部訓令第9号）第5条第2項</p> <p>2 令和7年度に実施した会計監査</p> <p>(1) 重点項目 捜査費、旅費、契約、物品管理及び支出等関係文書の管理状況</p> <p>(2) 対象年度 令和7年度（監査日前日まで）及び令和6年度（令和6年10月以降）</p> <p>(3) 実施期間 令和7年8月25日から同年10月9日までの間</p> <p>(4) 対象所属 全44所属（警察本部32所属及び12警察署）</p> <p>(5) 実施者 警察本部長、警務部長、会計課長等</p> <p>(6) 実施方法 対面監査、書面監査、物品確認等</p> <p>(7) 実施結果 おおむね適正に処理されており、訓令第6条第1項の会計経理の取扱いの是正又は改善の指示に該当する事項は認められなかったが、軽微な口頭指導事項について、速やかに是正又は改善させた。</p> <p>3 令和8年度の実施予定</p> <p>令和8年度に香川県警察が実施する会計監査については、令和7年度の監査結果等を踏まえ、捜査費、旅費、契約及び収入関係事務を重点的に実施する予定</p>		

公安委員会 説明資料 No. 4	令和7年度下半期における監察実施結果について	令和8年4月23日 警務部
---------------------	------------------------	------------------

報告事項

対象所属に対する業務監察及び服務監察を実施した結果、一部指導事項があったもののおおむね良好であった。

1 実施期間

令和7年度下半期（令和7年10月から令和8年3月までの間）

2 対象所属

全12警察署

本部所属31所属、警察学校

3 実施者

担当監察官及び監察補佐員

4 監察項目

(1) 業務監察

ア 警務部 行政文書の適正な管理状況

情報セキュリティ対策の推進状況

イ 生活安全部 適正な保護業務の推進状況

ウ 地域課 地域警察における的確な業務管理及び安全対策の推進状況

エ 刑事部 証拠物件の適正な取扱い及び保管・管理状況

オ 交通部 適正な事件捜査及び交通違反取締りの推進状況

カ 警備部 テロ等重大事案の未然防止に向けた取組状況

(2) 服務・術科監察

ア 非違事案防止対策の推進及び各種事故防止対策の取組状況

イ 職員の指導・支援の実施状況

ウ ハラスメント防止対策の推進状況

エ 通常点検、術科訓練

5 実施結果

一部指導事項があったもの、おおむね良好であった。

公安委員会 説明資料 No. 5	憲法記念日知事表彰受賞者の決定について	令和8年4月23日 警務部
---------------------	---------------------	------------------

報告事項

警察本部から推薦していた憲法記念日知事表彰の受賞者3人が決定した。

1 表彰の趣旨

地方自治功労等の分野において、県の発展に貢献し、功績が特に顕著な者に対してその善行美績を顕彰するもの

2 受賞者

区分	受賞者	功労内容
交通安全功労	元 東かがわ地域交通安全活動推進協議会会長 浦野 忠信 (うらの ただのぶ) 86歳	昭和35年に大内(現東かがわ)交通安全協会代議員に就任して以降、交通安全活動に取り組んでいる。平成17年に東かがわ地域交通安全活動推進協議会の副会長、令和6年には同協議会の会長として、より一層の街頭活動を推進し、その功労は多大である。
法医学功労	現 高松西警察署協力医 (香川県医師会警察医会会員) 十枝 めぐみ (とえだ めぐみ) 60歳	綾上診療所所長として長年にわたり地域医療の中心として尽力し、平成9年に綾南(現高松西)警察署の嘱託医、平成14年から同署協力医として、早期解決のため献身的に事件捜査に貢献しており、その功労は多大である。
地域安全功労	現 丸亀警察署綾歌交番地域安全推進委員協議会会長 吉田 正則 (よしだ まさのり) 77歳	平成5年に富熊駐在所地域安全推進委員に就任して以降、小学校前での交通監視や見守り活動などを積極的に行い、令和5年からは、綾歌交番地域安全推進委員協議会会長として地域住民の防犯意識の高揚に貢献しており、その功労は多大である。

3 表彰式

- (1) 日時
令和8年5月8日(金) 午前10時30分から
- (2) 場所
県庁本館21階特別会議室

報告事項

令和8年春の叙勲及び第46回危険業務従事者叙勲の受章者が決定した。

1 令和8年春の叙勲

瑞宝小綬章の受章者

元高松北警察署長 庵下 孝（あんした たかし）77歳

2 第46回危険業務従事者叙勲

	勲等	受章者	年齢
1	瑞宝双光章	赤崎 緑（あかざき みどり）	74
2		岡下 俊次（おかした しゅんじ）	74
3		近藤 博文（こんどう ひろふみ）	75
4		長尾 優（ながお まさる）	75
5		増田 保裕（ますだ やすひろ）	74
6		山下 耕平（やました こうへい）	75
7	瑞宝単光章	赤松 孝（あかまつ たかし）	75
8		太田 正博（おおた まさひろ）	75
9		香川 憲三（かがわ けんぞう）	75
10		佐藤 行範（さとう ゆきのり）	75
11		陶山 完太（すやま かんた）	75
12		富岡 真人（とみおか まさと）	74
13		藤田 恵治（ふじた けいじ）	74
14		満岡 哲郎（まおか てつお）	75
15		吉森 勉（よしもり つとむ）	75

3 発令日

令和8年4月29日付

4 伝達式

(1) 叙勲

令和8年5月13日（水）午前11時から グランドアーク半蔵門

(2) 危険業務従事者叙勲

令和8年5月8日（金）午後3時から 警察本部6階大会議室

公安委員会 説明資料 No. 7	令和8年度性犯罪指定捜査員の指定 について	令和8年4月23日 刑 事 部
---------------------	--------------------------	--------------------

報告事項

令和8年度性犯罪指定捜査員に男性警察官22人（うち新規10人）、女性警察官71人（うち新規11人）を指定し、性犯罪等に関する捜査体制を強化するとともに、被害者の心情に配慮した適正な犯罪捜査を推進する。

1 本制度の概要

(1) 目的

性犯罪等の捜査活動において、あらかじめ指定した警察官（以下「指定捜査員」という。）に必要な教養を実施し、積極的に活用することによって被害者のニーズに応え、心情に十分配慮した適正な捜査及び被害者支援を推進することを目的とする。

(2) 主な任務

- ア 被害者に対する事情聴取・調書作成等及びその補助
- イ 被害者立会の下での検証・実況見分等及びその補助
- ウ 被害者の身体等からの鑑識資料の採取等及びその補助
- エ 被害者が病院で診察を受ける際の付き添い、医師への検査等の依頼等
- オ 被害者との連絡及び助言

2 指定捜査員の指定

(1) 被指定者

警察官 93 人（うち新規指定捜査員 21 人）

※ 男女別 男性 22 人、女性 71 人

※ 部門別 刑事部 32 人、警務部 3 人、生活安全部 47 人（生活安全部門 18 人、地域部門 29 人）、交通部 10 人、警備部 1 人

(2) 指定期間

1 年

3 指定式の実施

(1) 日時

令和8年5月15日（金）午前10時00分から

(2) 場所

警察本部3階302会議室

(3) 出席者

- 刑事部長以下刑事部幹部
- 新規指定捜査員 21 人（男性 10 人、女性 11 人）

(4) その他

新規指定捜査員に対して、性犯罪被害者に対する対応要領や性犯罪認知時の鑑識活動要領等の教養を実施した後、後日ロールプレイング方式による性犯罪捜査実習を行う予定である。

報告事項

春の全国交通安全運動期間中の交通事故による死者数は0人で、前年と比較して2人減少した。

1 期間

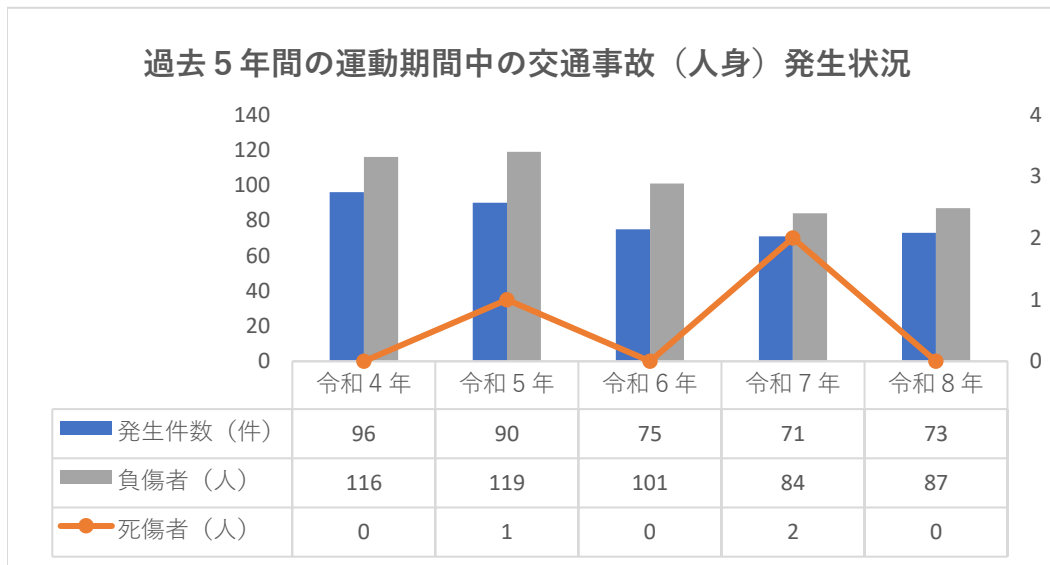
令和8年4月6日（月）から同月15日（水）までの10日間

2 運動重点（※(1)～(3)は全国统一重点、(4)、(5)は香川県独自の重点）

- (1) 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶
- (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

3 期間中における交通事故（人身）の発生状況

区 分	令和7年	令和8年	増減	増減率（%）
発生件数（件）	71	73	+2	+2.8
死者数（人）	2	0	-2	-
負傷者数（人）	84	87	+3	+3.6



※ 令和5年の春の全国交通安全運動期間は5/11～5/20、その他の年は4/6～4/15

公安委員会 説明資料 No. 9	令和8年度香川県機動警察通信隊の指名式及び 機器取扱訓練の実施について	令和8年4月23日 情報通信部
---------------------	--	--------------------

報告事項

令和8年度香川県機動警察通信隊の指名式及び機器取扱訓練の実施状況について報告する。

1 機動警察通信隊の主な活動内容と編成

(1) 主な活動内容

- ア 情報通信対策（災害・事故、警衛・警護、犯罪の捜査等）
- イ 捜査支援活動（カメラ設置）
- ウ 各種訓練・教養

(2) 編成

総員約 30 人

2 指名式の実施

(1) 日時

令和8年4月13日（月）午前11時00分から

(2) 場所

警察本部3階302会議室

(3) 出席者

- 情報通信部長以下情報通信部幹部
- 機動警察通信隊（隊長、本隊副隊長、本隊員、予備隊副隊長及び予備隊班長）

3 機器取扱訓練の実施

(1) 実施日時

令和8年4月13日（月）午後2時15分から

(2) 実施場所

警察本部5階機動通信課執務室等

(3) 出席者

機動警察通信隊本隊隊員及び予備隊員

(4) 訓練内容

- ア デジタル映像モバイル伝送システム（2型）
- イ 高度警察情報通信基盤システム（PⅢ：ポリストリプルアイ）